

### 3 減量化目標達成のための施策

#### (1) 府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進

大阪府が府民団体や事業者団体、市町村等と設置している大阪府リサイクル社会推進会議では、府民や事業者にリサイクルやごみの減量化の実践行動を促し、リサイクル社会の形成に向けたライフスタイルや事業活動の普及・定着を図るための取組みを進めています。

簡易包装や買い物袋の持参を進めるためのノー包装キャンペーン（マイバッグ持参運動）や、子どもたちに環境美化やリサイクル社会に関心と理解を深めてもらうための環境美化・リサイクル社会推進ポスターコンクール事業等の実施、ペットボトルや食品トレー等の店頭回収や再生品の販売など小売店のごみ減量化・リサイクルの取組みを促すためのエコショップ制度の普及など、府民団体や事業者団体、市町村等と協力しながら、リサイクル社会の形成に向けた府民運動を広げます。

#### (2) 市町村の分別収集の促進

ごみの資源化や適正処理を進めるためには、ごみを適切に分別することが必要です。

大阪府では、市町村が行う分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法に基づいて大阪府分別収集促進計画を策定しています。この計画に基づいて、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民に対して資源化のための分別収集の必要性等について啓発を行います。

また、分別収集の方法や選別施設の整備等について、先進市町村における分別収集の実施状況や再商品化技術等についての情報を収集し市町村に提供するとともに、市町村間の情報交換や連携の促進に努めます。

さらに、府民が分別収集に協力する際に混乱を招かないよう、市町村ごとに取り扱いが異なる分別収集区分ごとのごみの定義やごみを出す際の排出ルールの一統化を図るため、ごみ処理広域化ブロック計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけます。

■大阪府分別収集促進計画(第4期)の概要

容器包装リサイクル法に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、府民・事業者・行政の適切な役割分担に基づく分別収集と再商品化の実施を促進するために策定(平成17年7月)。平成19年度に第5期計画を策定する。

表 1-9 分別収集の実施計画市町村数

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ガラス製容器	43	43	43	43	43
PETボトル	43	43	43	43	43
紙製容器包装	19	23	25	28	29
プラスチック製容器包装 (白色トレイ)	26 (15)	29 (16)	32 (17)	33 (17)	37 (18)
スチール缶	43	43	43	43	43
アルミ缶	43	43	43	43	43
紙パック	43	43	43	43	43
段ボール	42	42	42	42	43

表 1-10 標準分別収集区分(北大阪ブロックの例)

分別収集品目		分別収集	集団回収	店頭回収
資源 ごみ	容器包装ごみ			
	ビン(無色・茶色・その他)	●		●
	カン(スチール缶・アルミ缶)	●	●	●
	ペットボトル	●		●
	プラスチック製容器包装	●		●
	紙パック	●	●	●
	段ボール	●	●	
	紙製容器包装	●		
	古紙(新聞・雑誌)	●	●	
	古布	●	●	
可燃ごみ		●		
不燃ごみ		●		
粗大ごみ		●		
その他(有害・危険ごみ等)		●		●

(備考)標準分別収集区分はブロック毎に設定されており、各ブロックでその内容は若干異なります。

### (3) 一般廃棄物処理の有料化の推進

一般廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するためには、ごみ処理費用の有料化やデポジット制、製品課徴金などの経済的手法の導入が効果的であると言われてしています。

一般廃棄物については、既に多くの市町村で事業系ごみの処理費用の有料化が進んでいますが、家庭系ごみについてはその導入は一部の市町村にとどまっています。

今後は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村における家庭系ごみの処理費用の有料化の導入を促進することとし、導入のための手法や先進事例の情報提供などに努めます。

### (4) 家電リサイクルの推進

廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

また、地域の実状に応じたリサイクルの推進を図るため、家電リサイクル法の改正に際しては、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られるよう国に要望します。

表 1-11 家電リサイクル大阪方式によるリサイクル台数の推移 (単位:台)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
リサイクル台数	8,383	16,771	32,935	43,957
内訳				
排出者委託	891	6,572	17,770	28,499
不法投棄	7,492	10,199	15,165	15,458

(参考:指定引取場所での引取台数)

(単位:千台)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
大阪府	760	876	844	869	826
全 国	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620

### (5) 事業系一般廃棄物のリサイクルの促進

産業集積に伴い事業所から排出されるごみの量が多い大阪では、事業者

の処理責任を徹底し、事業系ごみのリサイクルや減量化の取組みを促進することが特に重要です。

このため、市町村が実施する多量排出事業者への減量指導等を促進するとともに、府域で統一的に事業者への指導や要請を行うべき事項については、「容器包装等の使用の適正化に関する指針」等のガイドラインにより、事業者団体等を通じた事業者への働きかけを市町村と連携して行います。

また、事業者による自主的なリサイクルの取組みが進められるよう、廃棄物再生事業者登録制度などを活用し、インターネットなどによる再生資源業者等の情報の提供に努めます。

さらに、環境マネジメントシステムの導入が事業者による取組みを促進する上で効果的であることから、大規模事業者のみならず、中小規模の事業者に対しても環境マネジメントシステムの導入を促進します。

#### (6) 集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの推進

古紙や容器包装などのリサイクルは市町村の分別収集によるものの他に、地域の自治会や子ども会などによる集団回収の取組みや小売店の店頭での回収などの取組みが進んでいます。

古紙等の集団回収による回収量は、市町村による資源化量を上回っていると同時に、府民のリサイクルに対する意識の向上にもつながるものです。

これまでも集団回収を促進するために、市町村においては回収量に応じた回収奨励金を交付するなどの支援が行われてきました。今後は市町村とも協力し、より効果的な集団回収の推進に努めます。

また、一部事業者による店頭での回収は、使用済み製品、容器等の自主回収や市町村の拠点回収への協力として実施されていますが、今後は拡大生産者責任も踏まえて、エコショップ制度（※）の活用などによりこうした自主回収等の拡大を市町村とともに事業者に求めていきます。

（※）エコショップ制度：簡易包装や分別回収などごみ減量化やリサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店を登録し、統一した称号「エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）」の使用を認める制度。府民団体、事業者団体、行政等で構成する大阪府リサイクル社会推進会議が運用。

#### (7) 府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進

大阪府では、あらゆる事務事業において「環境配慮」を徹底するため、

環境マネジメントシステムの構築に取り組んでおり、平成11年2月に本庁舎で取得した、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001（環境ISO）」の認証範囲を出先機関にも順次拡大し、職場単位での省エネ、省資源、リサイクル、グリーン調達等の取組みを強化しています。

また、大阪府の事務事業に伴い排出される廃棄物については、定期的に庁内の分別状況の点検・パトロールなどを行い、分別の徹底等によるリサイクルや減量化を推進します。

## (8) グリーン購入の促進

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない物品等を優先して購入するグリーン購入は、リサイクルやごみの減量化の推進に効果があるだけでなく、ライフスタイルやビジネススタイルを環境配慮型に転換する原動力となる重要な取組みです。

大阪府では、「大阪府グリーン調達方針」に基づき、自らが物品や役務を調達する場合のグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入の意義を府民や事業者理解してもらうよう啓発に努め、詰め替え製品や長期使用ができる製品、リサイクルが容易な製品や再生品等の環境配慮型製品を紹介するなどにより、グリーン購入推進運動を広げます。

### ■大阪府グリーン調達指針の概要(平成18年度)

物品等の調達にあたっては、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲において、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

表 1-12 数値目標

分野	数値目標
1 紙類	100% (A4判換算枚数)
2 納入印刷物	100% (契約件数)
3 事務用品・封筒・雑貨	100% (金額)
4 機器類	100% (台数)
5 OA機器	100% (台数)
6 家電製品	100% (台数)
7 エアコンディショナー等	100% (台数)
8 温水器等	100% (台数)
9 照明	100% (金額)
10 自動車等	100% (台数)
11 消火器	100% (台数)
12 制服・作業服	100% (金額)
13 インテリア・寝装寝具	100% (金額)
14 作業手袋	100% (金額)
15 その他繊維製品	100% (金額)
16 設備、17 公共工事、18 役務	※

※ 詳細は<http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.html>で確認できます。

特に再生品の使用促進については、平成 16 年に創設した「大阪府リサイクル製品認定制度」に基づき、府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用し、府内の事業場で製造されたもののうち、品質等一定の基準を満たしたものを府が認定し、その普及に努めます。

### (9) 調査・研究の推進

一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、府の試験研究機関において、大学や民間企業等と連携しながら、食品廃棄物（産業廃棄物を含む）の再生利用等に関する調査研究を行います。また、事業者の環境に配慮した製品の開発への技術的な支援を行います。

### 【参考：減量化目標と施策の関係】

本項に掲げた施策と前項の減量化目標との関係を次表に整理した。

表 1-13 一般廃棄物の減量化目標と施策の関係

減量化目標の項目	関連する主要施策項目
発生抑制	(3) 一般廃棄物処理の有料化の推進 (7) 府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進 (8) グリーン購入の促進
再生利用	(1) 府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進 (2) 市町村の分別収集の促進 (4) 家電リサイクルの推進 (5) 事業系一般廃棄物のリサイクルの促進 (6) 集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの推進 (7) 府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進 (8) グリーン購入の促進 (9) 調査・研究の推進